

平成26年生駒市議会第5回（12月）定例会議案（抜粋）

平成26年11月17日

生駒市教育委員会

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 教育費		6,460,159	25,469	6,485,628
	2 小学校費	444,144	7,485	451,629
	3 中学校費	775,328	7,485	782,813
	4 幼稚園費	2,286,327	-16,644	2,269,683
	5 社会教育費	908,510	27,143	935,653

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金 額
教 育 費	小 学 校 費	小学校施設整備事業	7,485
	中 学 校 費	中学校施設整備事業	7,485
	保健体育費	北部スポーツタウン事業	30,000

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

事 項	期 間	限 度 額
生駒北中学校仮設校舎等リース	平成26年度から平成29年度まで	56,360千円

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳出

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国庫支出金	特定地方債	財源その他			
3 小学校施設整備費	25,386	7,485	32,871			7,485	15 工事請負費	7,485	学校施設整備工事
計	444,144	7,485	451,629			7,485			

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国庫支出金	特定地方債	財源その他			
3 中学校施設整備費	501,677	7,485	509,162			7,485	15 工事請負費	7,485	学校施設整備工事
計	775,328	7,485	782,813			7,485			

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国庫支出金	地方	財源その他			
1 幼稚園費	732,518	-16,644	715,874			-16,644	2 給料	-9,734	給与条例改正等による
							3 職員手当等	-4,773	
							4 共済費	-2,137	職員共済組合負担金
計	2,286,327	-16,644	2,269,683			-16,644			

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国庫支出金	地方	財源その他			
3 図書館費	333,577	27,143	360,720			27,143	2 給料	14,752	給与条例改正等による
							3 職員手当等	8,558	
							4 共済費	3,833	職員共済組合負担金
計	908,510	27,143	935,653			27,143			



議案第 号

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年12月 日

生駒市長 山下 真

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、市長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよ

うに勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第4条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等の利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専

ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若

しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9) 高等学校卒業生等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の1

0 各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施

行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したものの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。



議案第 号

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年12月 日

生駒市長 山下 真

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例

(生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部改正)

第1条 生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例(昭和25年4月生駒市条例第1
6号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市立幼稚園保育料徴収条例

第1条及び第2条(見出しを含む。)中「及び入園料」を削る。

第4条第2項を削る。

第5条の見出し及び同条第1項中「及び入園料」を削り、同項第1号を次の
ように改める。

(1) 3歳から小学校3年までの者が同一世帯に2人以上いるとき。

第5条第2項中「及び入園料」を削る。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料(月額)		
階層区分	定義	3歳児	4歳児・5歳児	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	0円	
B	市町村民税が非課税の世帯(A階層の世帯を除く。)	5,670円	4,630円	
C ₁	市町村民税の額が均等割額のみの世帯			
C ₂	市町村民税の課税世帯(C ₁ 階層の世帯を除く。)であって、その額の区分が次の区分に該当する世帯	7,330円	6,300円	
C ₃				所得割額が59,400円以下
C ₄				所得割額が59,401円以上77,100円以下
C ₅				所得割額が77,101円以上121,100円以下
C ₆				所得割額が121,101円以上164,700円以下
C ₇				所得割額が164,701円以上211,200円以下
C ₈				所得割額が211,201円以上254,400円以下
C ₉				所得割額が254,401円以上305,600円以下
	所得割額が305,601円以上			

備考

- この表において「5歳児」とは、学年の初めの日の前日において5歳に達している幼児をいう。
- この表において「4歳児」とは、学年の初めの日の前日において4歳に達している幼児(5歳児を除く。)をいう。
- この表において「3歳児」とは、学年の初めの日の前日において3歳に達している幼児(5歳児及び4歳児を除く。)をいう。
- 4月分から8月分までの保育料にあつては、前年度の市町村民税の額により算定するものとし、9月分から翌年の3月分までの保育料にあつては、当該年度の市町村民税の額により算定するものとする。
- この表のC₂からC₉までの階層における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

(生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正)

第2条 生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料(月額)	
階層区分	定義	3歳児	4歳児・5歳児
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	0円
B	市町村民税が非課税の世帯(A階層の世帯を除く。)	2,300円	4,630円
C ₁	市町村民税の額が均等割額のみ在世帯	5,500円	
C ₂	市町村民税の課税世帯(C ₁ 階層の世帯を除く。)であって、その額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割額が59,400円以下	7,600円
C ₃		所得割額が59,401円以上77,100円以下	9,700円
C ₄		所得割額が77,101円以上121,100円以下	10,500円
C ₅		所得割額が121,101円以上164,700円以下	11,400円
C ₆		所得割額が164,701円以上211,200円以下	12,300円
C ₇		所得割額が211,201円以上254,400円以下	13,300円
C ₈		所得割額が254,401円以上305,600円以下	14,400円
C ₉		所得割額が305,601円以上	15,500円

備考

- この表において「5歳児」とは、学年の初めの日の前日において5歳に達している幼児をいう。
- この表において「4歳児」とは、学年の初めの日の前日において4歳に達している幼児（5歳児を除く。）をいう。
- この表において「3歳児」とは、学年の初めの日の前日において3歳に達している幼児（5歳児及び4歳児を除く。）をいう。
- 4月分から8月分までの保育料にあっては、前年度の市町村民税の額により算定するものとし、9月分から翌年の3月分までの保育料にあっては、当該年度の市町村民税の額により算定するものとする。
- この表のC₂からC₉までの階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4

第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

第3条 生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料(月額)	
階層区分	定義	3歳児・4歳児	5歳児
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	0円
B	市町村民税が非課税の世帯(A階層の世帯を除く。)	2,300円	4,630円
C ₁	市町村民税の額が均等割額のみ在世帯	5,500円	
C ₂	市町村民税の課税世帯(C ₁ 階層の世帯を除く。)であって、その額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割額が59,400円以下	7,600円
C ₃		所得割額が59,401円以上77,100円以下	9,700円
C ₄		所得割額が77,101円以上121,100円以下	10,500円
C ₅		所得割額が121,101円以上164,700円以下	11,400円
C ₆		所得割額が164,701円以上211,200円以下	12,300円
C ₇		所得割額が211,201円以上254,400円以下	13,300円
C ₈		所得割額が254,401円以上305,600円以下	14,400円
C ₉		所得割額が305,601円以上	15,500円

備考

- 1 この表において「5歳児」とは、学年の初めの日の前日において5歳に達している幼児をいう。
- 2 この表において「4歳児」とは、学年の初めの日の前日において4歳に達している幼児（5歳児を除く。）をいう。
- 3 この表において「3歳児」とは、学年の初めの日の前日において3歳に達している幼児（5歳児及び4歳児を除く。）をいう。
- 4 4月分から8月分までの保育料にあつては、前年度の市町村民税の額により算定するものとし、9月分から翌年の3月分までの保育料にあつては、

当該年度の市町村民税の額により算定するものとする。

- 5 この表のC₂からC₉までの階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

第4条 生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料(月額)	
階層区分	定義		
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	
B	市町村民税が非課税の世帯(A階層の世帯を除く。)	2,300円	
C ₁	市町村民税の額が均等割額のみ在世帯	5,500円	
C ₂	市町村民税の課税世帯(C ₁ 階層の世帯を除く。)であつて、その額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割額が59,400円以下	7,600円
C ₃		所得割額が59,401円以上77,100円以下	9,700円
C ₄		所得割額が77,101円以上121,100円以下	10,500円
C ₅		所得割額が121,101円以上164,700円以下	11,400円
C ₆		所得割額が164,701円以上211,200円以下	12,300円
C ₇		所得割額が211,201円以上254,400円以下	13,300円
C ₈		所得割額が254,401円以上305,600円以下	14,400円
C ₉		所得割額が305,601円以上	15,500円

備考 この表のC₂からC₉までの階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年4月1日から、第3条の規定は平成29年4月1日から、第4条の規定は平成30年4月1日から施行する。



議案第 号

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年12月 日

生駒市長 山下 真

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例

生駒市体育施設条例（平成元年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表備考第4項に次の1号を加える。

- (5) 平群町内に住所を有する者(生駒市井出山体育館又はむかいやま公園体育館を使用する場合に限る。)

別表第3の3の表中 「イモ山公園グラウンド」を「むかいやま公園グラウンド」に、 「生駒市総合公園グラウンド 生駒市健民公園グラウンド」を 「イモ山公園グラウンド 生駒市総合公園グラウンド 生駒市健民公園グラウンド」に改

め、同表備考第5項に次の1号を加える。

- (5) 平群町内に住所を有する者(むかいやま公園グラウンド又は生駒市井出山グラウンドを使用する場合に限る。)

別表第3の4の表備考第2項に次の1号を加える。

- (5) 平群町内に住所を有する者(生駒市浄化センターテニスコート又はむかいやま公園テニスコートを使用する場合に限る。)

別表第3の7の表生駒市井出山グラウンド夜間照明の項の次に次のように加える。

イモ山公園グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 2,470円
	1時間につき5割点灯 1,230円

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



議案第 号

生駒市体育施設の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

生駒市体育施設（生駒市生駒北スポーツセンター体育館、生駒市生駒北スポーツセンター野球場、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラック、生駒市生駒北スポーツセンターテニスコート、生駒山麓公園テニスコート、生駒市井出山体育館、生駒市井出山グラウンド、生駒市浄化センターテニスコート及び生駒市井出山屋内温水プールを除く。）

2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

一般財団法人生駒市体育協会

奈良県生駒市門前町9番20号

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

平成26年12月 日提出

生駒市長 山下 真



議案第 号

生駒市井出山体育施設の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

生駒市井出山体育施設（生駒市井出山体育館、生駒市井出山グラウンド、生駒市浄化センターテニスコート及び生駒市井出山屋内温水プール）

2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社東京アスレティッククラブ

東京都中野区中野二丁目14番16号

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成37年3月31日まで

平成26年12月 日提出

生駒市長 山下 真